

# 大分県報

令和元年  
第八号  
五月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 指定希少野生動植物の指定……………一  
指定希少野生動植物の指定の解除……………一  
青少年に有害な興行の指定……………二  
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定解除……………二  
公 告  
契約者等の公示（四件）……………二  
開発行為の完了……………三

### ○告示

大分県告示第四十九号  
大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次のとおり希少野生動植物を指定する。  
令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 指定希少野生動植物  
ウチヨウラン（ラン科）  
セッコク（ラン科）  
ヤマシヤクヤク（キンポウゲ科）  
ブッポウソウ（ブッポウソウ科）  
カスミサンショウウオ（サンショウウオ科）  
オオルリシジミ（シジミチョウ科）  
ウブギセルガイ（キセルガイ科）

### 附則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

### 大分県告示第五十号

大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第八項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物の指定を解除する。  
令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定を解除する指定希少野生動植物

クロシジミ（シジミチョウ科）

### 附則

この告示は、令和元年七月一日から施行する。

### 大分県告示第五十一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。  
令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指 定 理 由
令和元年 五・一七	映画	絶倫謝肉祭 奥まで突いて！	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	女刑務所・変態	新東宝映画	
〃	〃	人妻ドラゴン 何度も昇天拳	オーピー映画	
〃	〃	桃木屋旅館騒動記	新東宝映画	
〃	〃	まぶしい情愛 抜かないで…	オーピー映画	
〃	〃	手ごめにされた新妻 夫と義父と…	新東宝映画	
〃	〃	人妻Gスポット たまらない快感	新東宝映画	

令和元年五月三十一日

大分県報（告示）

大分県告示第五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、次の区域について、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定の全部を解除する。

令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域  
豊後大野市犬飼町田原字舞田七百十四番二の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 三 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
平成三十年年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部税務課
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成三十年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社大分支店 支店長 阿 部 泰 朋  
大分市東春日町十七番五十八号
- 五 随意契約に係る契約金額

五千一百一十五百六十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
平成三十年年度業務効率化に係る県税基幹システム改修委託業務 一式
  - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県総務部税務課  
大分市大手町三丁目一番一号
  - 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成三十年七月六日
  - 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社大分支店 支店長 福 田 巧  
大分市東春日町十七番五十八号
  - 五 随意契約に係る契約金額  
四千八百九万七千八百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
  - 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当
- 次のとおり契約者等について公示する。
- 令和元年五月三十一日
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成三十一年度地方税共通納税に係る県税総合情報管理システム改修委託業務 一式  
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十年十月九日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

三千六百三十四万二千元（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

平成三十一年度税総合及び自動車税システム維持管理委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成三十一年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千二百八十二万四千九百六十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年五月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町七蔵司字城ノ坪千九百九十九番九十二ほか二筆並びに千九百九十九番四十九及び千九百九十九番六十五の各一部並びに千九百九十九番九十四及び千九百九十九番九十五の各地先水路並びに字ミヨタ千七百七十七番三十一及び千七百七十七番三十二並びに千七百七十七番十一ほか二筆の各一部

二 開発区域の面積

三万七千六百六十七・〇五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市挾間町七蔵司千二十二番地七

由布振興開発株式会社

代表取締役 赤 石 武 男

四 完了検査年月日

令和元年五月十四日

令和元年五月三十一日

大分県報（公告）

三